

Title	社会科学の新しいパラダイムとしての「権力論」
Sub Title	Power as a new paradigm of social science
Author	藤田, 弘夫(Fujita, Hiroo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.1 (1992. 1) ,p.313- 339
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	十時巖周教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920128-0313

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会科学の新しいパラダイムとしての「権力論」

藤 田 弘 夫

- 一 問題提起
- 二 多様な権力概念と「保障」
- 三 権力の論理——(Ⅰ)
- 四 権力の論理——(Ⅱ)
- 五 結 論

学問は小さな力であるにすぎない。なぜなら、それは目立たぬものであって、また認められるとしても少数の人びとにしか、しかもその人びとにおいても少数のことに関してしか認められないものだからである。すなわち、学問とは、かなりそれを獲得した者でなければ、それがどういふものであるかを理解し得ないような性質のものだからである。

(ホップズ『リヴァイアサン』水田洋・田中浩訳・河出書房 昭和四一年 六〇頁)

一 問題提起

人間はその誕生以来、さまざまな権力を生み出してきた。人間の活動が活発になるにつれ、その権力も大きなものとなってきた。しかし巨大な権力は人びとに幸福をもたらしてきたが、災いもたらした。このため権力のあり方をめぐっては、人類の歴史のはじまりとともに、おびただしい議論がなされてきた。権力の問題は——神の問題と密接に関連して——どこでも大きな課題となってきた。

人間にとって、権力は中心問題であった。権力の問題は宗教や政治の中核をなしてきた。それどころか、権力は歴史や文学はもちろんのこと絵画や音楽にいたるまで、そのあり方と深くかかわっている。しかし権力は歴史的にも、文化的にも実に多様な形態をもって形成されてきた。したがって、それぞれの歴史や文化のなかで、権力論もまた多様な論議がなされてきた。

西洋においても東洋においても権力は古典古代に溯って、繰り返し論じられてきた。権力ほど論じられてきた問題も珍しい。西洋ではホッブズ (Thomas Hobbes) の『リヴァイアサン』以来、権力の問題は政治科学の中心を占めてきた。かれの「ある人の権力とは、近い将来に明らかに善になると思われるものを獲得するために、かれが現在もっている方法にある⁽¹⁾」との規定は、その後もことあるごとに敷衍されている。社会科学の研究はわざわざ権力を掲げなくとも、この問題と深くかかわりながら進められてきた。法学者、政治学者、経済学者、社会学者、歴史学者は事实上、それぞれの研究対象に見え隠れする権力を分析してきた。近代における社会科学の研究は権力をめぐって、議論の展開がなされてきたといっても過言ではない。近年でもウェーバー (Max Weber)、パーソンズ (Talcott Parsons)、ガルブレイス (John Kenneth Galbraith) など名だたる社会学者は、一度は権力の問題を正面に据えて研究を進めている。

最近、権力論にまったく新しい理論展開の地平を拓いたのが、フーコー (Michel Foucault) である。かれは権力をただ単に上からの禁止や抑圧を意味するものではなく、もっと複合的契機をもつものだとする。M・フーコーはわれわれの日常生活が、身体から国家にいたるおびただしい権力の網の目のなかで営まれていることを明らかにしようとした。人間の生活は、ともすれば想起しがちな背後に物理的暴力を控えた政治権力のみならず、多種多様な権力に覆われている。かれの難解な議論は未だ全貌が解明されるにいたっていないものの、内外に大きな影響を与えている。⁽²⁾

今日、政治学、社会学、経済学、哲学などの分野に属する研究者たちの間で、M・フーコーの議論に触発されながら、改めて権力を議論の俎上に乗せようとする気運が高まっている。権力論は人文・社会科学の分野で、研究のひとつの焦点となりつつある。これにともなって、わが国の研究者たちの間でも、これまでの研究に広範な検討が加えられたり、新たな試みがなされるにいたっている。⁽³⁾ それどころか、権力論は現在、おびただしい研究が進められ、さまざまな事象が次々と分析され解明されていく一方で、かえって不透明観を増している社会科学の研究に、新たな視点を提供するものとして期待を集めている。社会科学の研究は混迷し拡散するなかで、閉塞しつつさえある。

本稿はこうした観点から、社会科学の研究に新たなパラダイムを求めて、権力論を再構成しようとする試みの一環である。

二 多様な権力概念と「保障」

それではまず最初に、そもそも権力なる言葉が何を表わしているのかからはじめてみよう。われわれは権力という言葉から、何を想起するであろうか。権力というと、「支配」とか「闘争」といった言葉が次に続きがちである。またそれらの言葉のニュアンスを打ち消すかのように、「正義」とか「権利」とかという言葉が出がちである。

ともかく権力という言葉には、どことなく窮屈なイメージがつきまといっている。このことは権力の問題を前面に掲げて研究を進めているはずの政治学者や社会学者とて、同様である。人文・社会科学の領域においても、権力という言葉はあまり良い印象をもたれていない。われわれとて、頻繁に権力という言葉が飛び交うなかで生活したくない、というのが偽らざるところだろう。

ところで、権力とは何を意味する言葉なのだろうか。この言葉は、わが国にはなかった。もともと権力に該当する漢語が、まったくなかったわけではなかった⁽⁴⁾。しかしわが国で権力という言葉の使用がはじまったのは、power〔英〕、Macht〔独〕、pouvoir〔仏〕の訳語としてである。したがって、これらの言葉の意味はその文脈に応じて、勢力、権力、権勢などと訳し分けられてきた。こうしたなかで権力という訳語が、次第に定着していった。とはいえ、今でもいくつかの訳語が並存したままである。なかでも「力」は、広く使用されている。

だが、powerなどの西欧語に力という漢字に加えて「権」の文字をあてることが、漢字の権のもっている重りや標準化するという窮屈な意味が付着することが避けられなかった⁽⁵⁾。しかしそのことは、何も漢字のせいばかりではなかった。もともとpowerなど自体にも、そうした意味が込められていた。日本と西欧との文化の相違を反映して、権力とpowerなどでは基本的なところで意味を異にしている。だが、こうした訳語が定着すること自体に、そうした意味の相違を越えたところに存在する事象の共通性がある。ここでは権力の問題を、西欧語に即しながら考えてみることにする。

ひと口に西欧語といっても、power, Macht, pouvoir などだけでも微妙にニュアンスを異にしている。さらに、このことばも日常語としては多義的である。このため日常語をもって概念を構成する人文・社会科学にあっては、研究の拡大とともに概念が多義性を帯びてくることが避けられなかった。

T・バーソンスは権力の概念が、はっきりと限定された分析的レベルでの定義についても、またそれが位置づけら

れる概念枠組の特徴についても、著しい不一致を見せているという⁽⁶⁾。またJ・K・ガルブレイスは四〇年間にわたって学問と実務の両面から、権力に深くかかわってきた経験から「権力という言葉はよく使われるが、この言葉ほど、その意味を感じないままに使われている言葉も珍しい⁽⁷⁾」という。権力の概念は長期にわたって、かつ広範に使用されてきた。それだけに、権力の概念はそれぞれの論者の当面する課題に応じて、使い分けられている。こと分析的レベルに関しても、これを哲学的に説明しようとするものから、アメリカでの地域権力論者のようにこれを実証的にとらえようとするものまで、はなはだしい格差がある⁽⁸⁾。これまでの権力概念を一義的に論じることが不可能でさえある。しかしそれにしても、権力はさまざまな姿をとって登場した。権力はあまりにも多様な概念となっている。ルークス (Steven Lukes) は、これまでの権力概念について、あらゆる側面から問い質す。

権力は属性なのか、関係なのか。潜在的なものか、現実的なものか。能力なのか、能力の行使なのか。誰によって、あるいは何によって、所有され行使されるのか。権力の所有や行使は、個人や集団の行為主体によってなされるのか、それとも構造やシステムによってなされるのか。

権力は誰に対して、あるいは何に対して行使されるのか。行為主体に対してなのか、それとも構造やシステムに対してなのか。権力とは定義上、意図的なものか、それとも意図的である場合もあれば意図的でない場合もあるというものなのか。権力は（全面的にであれ部分的にであれ、必ず効果を伴うものなのか。それは、どのような種類の成果を生み出すのか。それは利害、選択、選考、政策、行動などに変更を加えるのか。権力は反映的であれ非反映的であれ、自動的であれ他動的であれ、さらに完全であれ不完全であれ、一つの関係であるのか。それは不均衡なものなのか。ある者によって行使される権力は、他の者の権力を減じることか（それはゼロサム概念なのか。それとも権力を行使すること、権力の総和を保持したり、増加させたりすることができるのだろうか。

権力は悪魔的なものなのか、それとも慈悲深いものなのか。権力は常に勢力や強制力、あるいは制裁や剝奪という

脅しに依拠し、それらを行使するのか(そして、もしそうであるなら、権力が存続するためには諸勢力間に、どのような費用と報酬の均衡が存在しなければならないのか)。権力概念は、ある種の対立や抵抗が存在している場合にだけ適用されるのか。もしそうなら、その対立は常に顕在化しているのか。それとも潜在的な場合もあるのだろうか。権力は行動論的概念なのだろうか。もしそうなら、それはいかなる意味でなのか。それとも、権力は因果論的概念なのだろうか。⁽⁹⁾

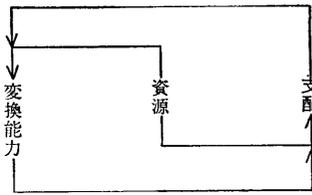
権力概念をめぐる、これほどまで多岐にわたる問題が指摘されることは、およそこの概念が論者によって、ありとあらゆる使われ方をしてきたことを表わしている。逆説的にいうと、権力の働きはそれだけ複雑なものであった。

このため権力の作用を、一義的に規定することなど不可能である。したがって、権力の研究を進めるために、新たな名称を付与することによっていかに権力現象を分類したり、解釈したり類型化してみても、権力概念の枠組が錯綜し複雑化するばかりで、分析の有効性は乏しい。また、T・パーソンズのように権力を「貨幣」とのアナロジーでとらえようとしたり、ルーマン(Niklas Luhman)のように「コミュニケーション・メディア」との関連で分析してみようとしてみたところで、かえって概念の複雑さが増すだけで、分析の有効性を高めることは難しい。

現在、人文・社会科学の領域で、もっともよく敷衍されるのが、ウェーバーの権力概念である。M・ウェーバーの定義は恐ろしく単純なものである。かれにとって、権力とは「ある社会関係の内部で、抵抗を排してまで自己の意志貫徹するすべての可能性」⁽¹⁰⁾でしかなかった。ウェーバーの権力の定義は今日権力の問題を考えるうえで、無視することのできないものとなっている。N・ルーマンも権力を定義するにあたって、この概念に他の分野においても使われているような一般的な考え方を利用することが必要になるとして、既存の議論のなかからそれに合うものを探そうとする。

そうすると、最初に目にとまるものとしてあげられるのが、「権力とはあらゆる抵抗に逆って結果を実現する」という表象、いいかえると、権力はいわば不都合な事態のもとの因果性であるという表象⁽¹¹⁾だとする考え方だとい

図1



Anthony Giddens, *Central Problems in Social Theory*, 1979.
友枝・今田・森/訳『社会理論の最前線』1989, P.99

この定義は明らかにウエーバーの定義を念頭に置いたものだろう。ただ、ウエーバーにおいて可能性 (Chance) とだけ扱われてきた権力の要件に代えて、「因果性」を付け加えている。

最近社会研究の各分野で旺盛な研究を行っている、ギデنز (Anthony Giddens) も注目すべき権力の概念規定を行っている。かれは権力を、成果を確保するための諸資源の使用だとする。ここからかれは広義の権力を、人間の変革能力 (transformative capacity) と等価に置く。これに対して、狭義の権力は「支配」だというのである。⁽¹²⁾ ギデنزは権力を「変革能力」の下位概念として用いる。しかもかれの場合、行為者がそれを利用して、他者を自分たちの欲求に従わせようとする相互行為を意味するものだとした。⁽¹³⁾ ギデنزの議論は権力を、明確に行為理念の論理的構成要素に組み込もうとするなど、幾多の点で斬新な見解を打ち出している。⁽¹⁴⁾ だが、かれは権力概念が社会理論の中心問題だとしながらも、まだ本格的に議論を展開するにいたっていない。⁽¹⁵⁾

ところで、権力についてはこれまでに、多くのことが語られてきた。権力については、誰もが一度は考えてきた。むしろ権力についてまったく考えたことのない人の方が少ないくらいだろう。この意味では、権力についての議論はあり過ぎるほどある。こうしたなかで洋の東西を問わず、人類の文化遺産とされるさまざまな権力論が展開されてきた。

しかしこうした権力論とは別に、権力をそれ自体として分析するためには、まず権力それ自体がいかにして形成されるのかを問わなければならない。換言すると、権力をどのように定義してみたところで、その定義を満たすような状況がいかにして形成されるのかを問わずして、権力そのものを分析することはできない。もし、この問題に触れずして、権力現象とされるものの分析をいか

に進めてみても、そのことは権力それ自体についてはこれまでにも増して、解釈の多様性と論点の拡散とを招くばかりである。

ここでは、比較的異論の唱えられることの少ないM・ウェーバーの定義から出発することとする。かれの権力の定義は先に指摘したように、ある社会関係の内部で抵抗を排してまで自己の意志を貫徹するすべての可能性であった。そこで解明しなければならないのが、抵抗を排するような可能性が、なぜ、生み出されるのかということである。ここに、権力を解明する「鍵」がある。このことについては、T・パーソンズも、うすうす感づいていた。かれは、権力には中核的な部分があつて、それは個人や集団が何らかの抵抗や反対で目標が妨げられるとき、有効に「事態を処理する」能力と関係があることを指摘している。⁽¹⁶⁾ ブラウ（Peter M. Blau）もまた、権力とは脅かすことで抵抗を排除してでも、人びとあるいは集団がその意志を他者に押しつけることだといふ。⁽¹⁷⁾

それにしても、人間はどうして「抵抗を排してまで自己の意志を貫徹する可能性」としての「権力」を生み出すのだろうか。

人間の生活はさまざまな欲求充足の連続である。人びとが抵抗を行うのは何よりも、この欲求充足の中断に対してである。権力をそうした中断に対する可能性だとすれば、それが生み出されるのは、そのことによってより大きな欲求充足の「保障」がなければならぬ。権力は人間の欲求充足を規制すること、さらなる欲求充足を保障するものだった。人間が抵抗を排する権力を生み出したのは、より充実した生活を営むための「保障」を置いて他にはない。権力形成の手がかりは、まず保障にこそ求められなければならないのである。次に、ここから権力形成の論理を追求してみよう。

三 権力の論理——(I)

人間は生きていくうえで、さまざまな事柄に直面してきた。水が飲みたい、腹が減った、暑い、寒い、恐い、あれは何だろう、これがほしい。人びとは生活のなかで、これらの課題を次々と処理して行かなければならなかった。昼と夜、季節の移り変わり、生と死、災難、そこに何らかの合点のいくものもあれば、不思議なことも多かった。人びとのいかなる行為もこうした変化を知ることなくして、その目的を十全に達成することは困難である。しかし人間が直接の経験から知り得ることは、あまりにもわずかなことでしかない。このため人びとは、さまざまな事象に、「意味」を与え、世界を分析し、解釈していった。人間は意味なくして生活を営むことができなかった。こうしたなかで人びとは、カオスからコスモスを作り出していったのである。

人間は生活を営むなかで生理的なものから社会的文化的なものにいたるまで、さまざまな欲求を生み出していく。人間の行為は、それらの欲求をへ充足するたぐいに行われるのである。しかし行為は、ただ漫然と行われたのではなく、欲求充足はあくまで行為者がそれに付与した「意味」に則して行われた。ところが、人間が欲求を充足するためには、他人による人的、物的資源の動員が不可欠であった。

それどころか、そもそも人間は一人では生きていけなかった。人間はかなりの年齢まで、生理的欲求を充足するための資源を、他者に依存しなければならぬ。第一ひとりの人間が存在するのは男女の出会いの賜物であり、その人間がたとえ一人で生活していても、それが可能となるまで誰かに扶養された結果なのである。つまり個人の社会関係は本人の意志とは無関係に、あらかじめ存在している。人間は一人で生きていても社会的存在なのである。

それでも、一人の行動で充足できる欲求がまったくなかったというわけではない。しかし大部分の欲求は何らかのかたちで、他の人的、物的資源の動員を介して充足されたのである。その際、資源動員もまた、それに付与された意

味に則して行われた。

人間は次々と新しい欲求を生み出していく。人びとは生活を営むなかで絶えず、その欲求を充足する人的、物的資源の〈欠如〉の問題に突き当た⁽¹⁸⁾た。そこで欠如している人的、物的資源を支配することで、欲求の充足を保障するものとして「権力」が生み出されたのである。権力は人びとの生活の〈保障〉と〈支配〉の「関係」として生み出されたのである。この意味で、支配なき権力もなければ、保障なき権力もなかった。しかしながら、権力はすべての人的、物的資源を支配することも、すべての欲求を保障することもできなかった。権力はあくまで人びとの多種多様な欲求に特定の規制を加えることで、特定の充足を与えるために作り出されたのである。したがって、権力は必ず特定の保障と支配とを媒介する「意味」をもっていた。いいかえると、権力はその意味に則して、特定の欲求の充足という「目的」を達成できるように組織されたのである。

個人の行為が目的をもってなされるように、その遂行を保障するために組織される権力もまた、目的をもっていた。それどころか、目的を達成することが、権力の存在根拠となっていた。権力は目的を達成してこそ、意味をもち得た。個人と違って、権力は存在するだけでは、何の意味もなかった。そもそも人びとが他者の抵抗を排してまで行使される権力を構成したのは、そのことによって、個人では実現できない目的を達成できたからである。

権力は情報や技術の媒体として、カオスをコスモスに、コスモスをカオスとして別のコスモスに変えて行った。その際、権力が特定の人びとの特定の欲求を充足することを目的として構成される以上、その目的を追求する人間の側にも、またそのために動員される人的、物的資源の側にも、〈差異〉を生み出さなければならぬ。この点ではバランディエ(George Balandier)のいうように、権力はさまざまな要素の間に差異を作り出し、分類し、位階を設け、禁忌によって守られた境界を確定し、人びとの「行為」を多種多様な条件のなかに封じ込めたのである。⁽¹⁹⁾ 差異なくして、権力は権力たり得なかった。差異は権力の「主体」の側にも「客体」の側にも作り出された。

図 2

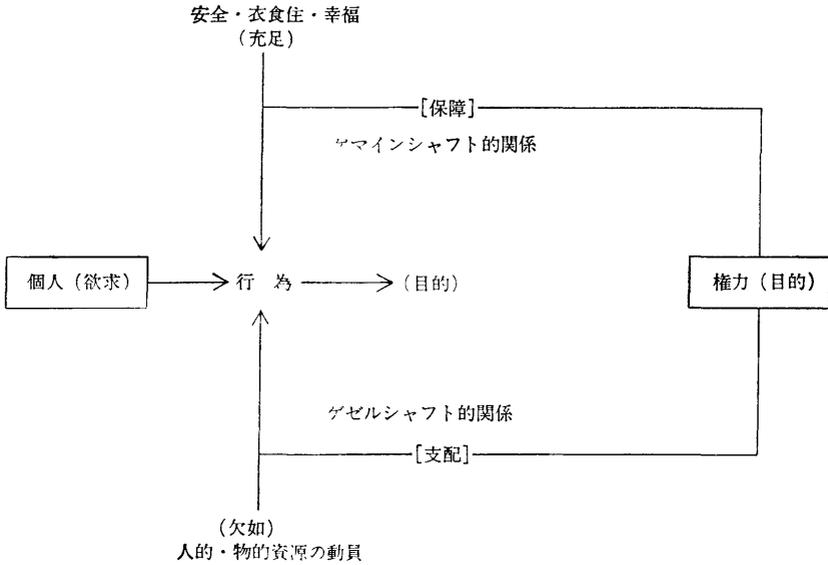
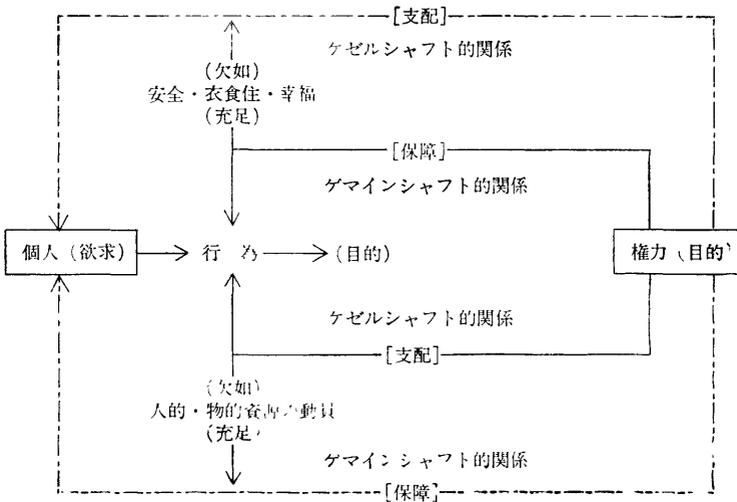


図 3



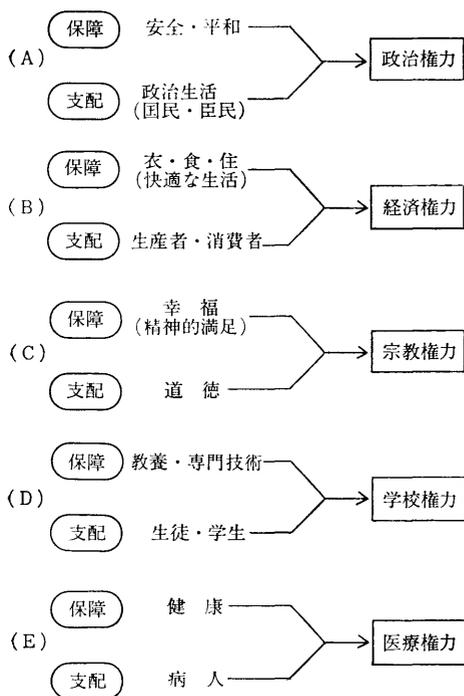
しかし権力が作り出したのは、差異ばかりではない。権力は目的を達成するために、これまで設けられてきた差異を次々と払拭し、新しい視点から〈同一化〉していく。つまり権力はそれまで同一のものとされてきたものに差異を設けると同時に、差異をもってきたものに同一性を認めた。権力の活動は〈差異化〉と〈同一化〉の連続だったのである。

それでは、人間の欲求はどのような経過を辿りながら権力を作り出していったのだろうか。人間の欲求は十分食べ、着て、精神的満足を得ながら安心して生活することにあつた。そのためには、食糧、衣料、住居などさまざまなものが必要であつた。人間が生きて行くためにはそのすべてではないにしても、ある程度の欲求を日常的に充足しなければならぬ。どこでも、そうした役割を担ったのが、家族や親族であつた。

しかし人間は以前にも増して、豊かで快適な生活を求めた。こうしたなかで人間は、家族や親族が保障する以上の欲求充足を可能にする権力の意味を認めていった。こうして人間は生活を充実させるうえで必要とされるありとあらゆる分野で、家族や親族を越えて目的を遂行するさまざまな権力を組織していった。これらの権力のなかには、広範な組織へと成長していくものも少なくなかった。とくに安全、衣食住、精神的満足（幸福）にかかわる権力は、次第に大きなものへと発展していった。安全は政治権力が、衣食住は経済権力が、幸福は宗教権力が形成される契機となつたのである。

政治権力は安全を、経済権力は衣食住を、宗教権力は幸福を、教育権力は能力の開発を、娯楽に関する権力は喜びを、保養や医療に関する権力は安らぎや健康を保障した。そしてそれぞれの権力はそれらの保障を代償として、人びとの生活を、貨幣や労働力さらには生活資料の調達を通じて支配した。つまり政治権力は人びとを部族民・臣民・国民などとして、経済権力は財やサービスの生産者や消費者として、宗教権力は信者や信徒として、教育権力は生徒や学生として、娯楽に関する権力は享楽人として、保養や医療に関する権力は保養者や病人として支配しようとした。

図 4



しかも権力はその活動を安定させるために自らの組織を機構化していった。

ところが、権力はただ単に人びとの欲求を充足するために、欠如している人的、物的資源の動員を行っただけではない。権力は自己の存在を一層確かなものとするために、人びとの欲求を「解放」し、その充足を求めた。権力は人びとが実現してしかるべきより確実な安全、より豊かな衣食住、より多くの幸福などの「欠如」を指摘し、それらを自己が動員できる人的、物的資源によって「充足」させようとしたのである。このため権力は人びとの欲求を解放する「新しいルール」を、次々と作り出していった。新しいルールによる欲求の充足は、より快適な生活を約束するものであった。権力は人びとに自己を必要とするような新たな「欲求」を植えつけようとした。このために、権力は自

己が存在する意味を、積極的にアピールした。権力は新しいルールのもとで、人びとの生活をさらに快適なものとすることができる。

しかし権力が保障する新たな人的、物的資源の動員を受けることは、人びとにとって、新たな安全、衣食住、幸福などの充足を代償に、貨幣や労働力さらには生活資料の調達を通じて、その生活が新たに支配されることを意味している。そこに権力の論理の貫徹があった。

ところで、人びとの安全、衣食住、幸福などの欲求は、それぞれが単純に政治、経済、宗教などの権力の形成へと特化していったのではない。権力は目的を達成するために、さまざまな活動を展開した。安全を保障するはずの政治権力といえども、必要とあらば衣食住や幸福を保障する活動を行った。また経済権力も安全や幸福を保障する活動を行ったし、宗教権力も安全や衣食住を保障する活動を行った。権力は目的を達成するためには、可能なかぎり活動領域を広げていった。これにともなって、政治権力も経済権力や宗教権力としての性格を帯びていったし、このことは経済権力や宗教権力など他の権力と同様であった。いかなる権力も複合的な性格をもつものである。

また権力は目的を達成するために必要とあらば、活動の一部を分離していった。かつて宗教権力の傘下に置かれていたことの多かった教育や娯楽などの権力は次第にその活動を分離していった。権力がどのような形態をもって組織されるのかは、目的追求の仕方いかんである。そして権力の「意味」が人びとにどこまで理解されるのかは、その目的遂行によって、どこまで保障を実現できるかにかかっていた。しかし目的の追求のためには、何らかのかたちでの人的、物的資源の支配が不可欠である。ここに支配の「正統性」が問われる理由がある。そのことがまた、権力の正統性ともなってきた。

権力はいかなる種類のものであれ、さまざまな「意味」のもとに〈保障〉を掲げて活動した。だが、そのためには〈支配〉が不可欠である。しかも人びとの生活は、権力なしにはあり得ない。この意味で「すべての歴史は最小の支配で、最大の保障を生み出す権力を創出しようとする人びとの営みであった」。政治権力でいえば最小の兵役と納税で安全と平和が確保されることである。経済権力でいえば、労働者の立場からは楽な勤務と多くの報酬であり、消費者の立場からは安く良い財やサービスの獲得である。さらに宗教権力ではわずかな道徳的義務で大きな幸福を得ることであり、教育権力では少ない努力で大きな能力を身につけることである。人びとが権力に大きな保障を求めるほど、その支配も大きなものとなった。そして権力の「正統性」は、人びとが権力のもつそれぞれの意味に則して、そ

の保障と支配とをどのように考えるかである。

人びとはこうしたなかで、分野と性格を異にするおびただしい数の権力の〈主体〉であると同時に、その〈客体〉となっている。つまり、それぞれの人間は家族から国家・世界にいたる政治、経済、宗教、教育、娯楽、医療、保養など種類と規模を異にする無数の権力とかかわりながら生活を営んでいる。この点で、権力はM・フーコーの主張するように、いたるところに存在するものであり、一つの点から他の点への関係のあるところなら、どこにでも発生するものなのである。権力は特定の社会において錯綜した戦略的狀況に与えられた名称ですらあった。⁽²⁰⁾一人の人間は多種多様な権力とのかかわりで、父親であり、会社員であり、信者であり、国民であり、時には病人であり、アジア人や人類でさえある。それぞれの人間はそうした複合的的性格を巧みに使い分けながら、可能なかぎり欲求を充足しようとしているのである。

その際、いかに全能のように見える人間でも、欲求を充足するためにすべての人的、物的資源を動員することはできない。カリスマや皇帝にとっても、人的、物的資源は常に欠如していた。すべての権力を掌握することなど、誰しもできることではない。また、これとは逆に、いかに非力に見える人間といえども、欲求がまったく充足されないとすることもない。欲求充足の完全な否定は“死”を意味したからである。浮浪者や獄中の人間といえども生きています。以上、何らかのかたちでの欲求充足があった。どんなに無力に見える人間にも、人的、物的資源の動員がなされている。人間はどこかで権力とかかわりながら、生活を営んでいるのである。

四 権力の論理——(II)

人間は人生の大半を家族とともに生活している。今日なお、人がいかなる生涯を送るかに、決定的な影響を与える

のが、その人が生まれた家族である。子供が成長し、たとい新たな家族を形成するようになっても、多くの場合、自己が扶養された家族と無関係に生活してはいるわけではない。人は長い生涯のなかで家族成員がまったく変わろうとも、家族とともに生活をしていることに変わりはない。家族は人間にとって、生活を保障するもっとも普遍的な単位である。

それどころか、そもそも政治、経済、宗教、教育、娯楽、医療、保養などの権力は、家族では実現できない人びとの欲求を充足する目的で形成されたのである。逆説的にいとうと、人びとが政治、経済、宗教、教育、娯楽、医療、保養などの権力とかかわったのは、その欲求充足が保障されるかぎりにおいてである。権力はいかに多量の人的、物的資源を動員できようとも、人びとにとって、それが生活を充足するものでなければ、何の意味もなかった。人びとの生活の場に、人的、物的資源を最終的に動員したのが、多くの場合「家族」であった。生活を共にする家族でなければ、それぞれの人間が生み出す欲求を、こと細かく把握することはできない。

したがって、家族をめぐる多種多様な権力がどのように変化しようと、家族がなくなることなど考えられない。個々の家庭が崩壊、消滅することはあっても、必ずどこかで別の形態をもって家族が形成されている。この点で「家族解体」などあろうはずはない。家庭崩壊と家族解体はレベルの違った問題である。ましてや家の興亡と家族解体はまったくレベルの異なった問題である。⁽²¹⁾

家族は人びとにとって、生活を保護すると同時に、その行動を規制する最大の権力である。人間はどのような生活を営んでいたとしても、自己が育った家族の影を「言語」から「死生観」まで、さまざまな側面で引き摺っている。つまり家族はその成員の生活を保障することを代償に、成員の生活様式から内面にいたるまで、強力に「支配」してきた。このため家族成員の家族に対する意識も、愛情ばかりではなかった。時には、それが憎悪にまでなった。

しかしそのことは、家族が権力であることの当然の結果であった。ところが、権力のもつ「保障」と「支配」とい

う二つの働きは、本質的に相矛盾するものである。このため権力は人びとにとって、その生活を保障するものとも支配するものとも映った。したがって、権力がもつ保障と支配という「二面性」は人びとにとって、容易に転換するものだった。人間が他の人間や権力と取り結ぶ「関係」は、保障を認めると共同的 (gemeinschaftlich) なものとなり、支配を認めると利益的 (gesellschaftlich) なものとなった。この点で、テンニエス (Ferdinand Tönnies) の有名な共同社会 (Gemeinschaft) と利益社会 (Gesellschaft) は、それらが本質意志 (Wesenwille) と選択意志 (Kürwille) にもとづくものとして、固定的にとらえられているかぎり誤っている⁽²²⁾。

人びとは家族、近隣、村落、小都市など共同社会 (ゲマインシャフト) とされるものにも、そこに支配を認めると利益的 社会関係 (Vergesellschaftung) でつながったし、また、企業、大都市、国家など利益社会 (ゲゼルシャフト) とされるものにも、そこに保障を認めると共同的 社会関係 (Vergemeinschaftung) でつながった。そしてそのことは、家族、近隣、小都市、企業、大都市、国家などを作り出している権力が、保障と支配という二つの論理を内在させていることの必然的帰結だったのである。

それでは次に、なぜ、権力に「正義」や「権利」の問題がまつわりつくのかを考えてみよう。権力はそれぞれの意味のもとに目的を達成するために、さまざまな出来事、人、物などの間に、新しい差異や同一性を作り出している。およそ権力は政治、経済、宗教、教育、医療などそのいずれを問わず、秩序の変更を要求した。しかし秩序の変更には犠牲がつきものである。したがって、権力はさまざまな抵抗に遭遇した。このため権力はその活動を、正統化しなければならなかった。ここに、権力が「正義」を必要とする事態があった。正義は、権力が人びとの生活に、新しい〈差異化〉や〈同一化〉を生み出すことを正統化していった。

さまざまな権力は、それぞれが独自の正義を掲げて、多種多様な目的を追求した。その際、権力は人びとの欲求を正義のもとに規制した。さらに権力は秩序の変更にもなう犠牲を、次々と生み出していった。権力は目的を達成す

るために、人びとの欲求の完全な停止——つまり死をも求めたのである。わけでも政治権力は、そのための物理的暴力の行使を正統化していた。神のため、国家のため、民主主義のため、人民のために肅清された人間の数は、数かぎりない。

正義はいかなる犠牲をも正統化しようとした。人びとは正義を掲げて活動する権力から、生活を守らなければならなかった。この意味では、正義ほど危険なものではなかった。人びとが「権利」の問題を喚起したのは、多種多様な目的を追求する権力から、個人や集団の安全を保障するためであった。とくに国家権力の場合、正統な物理的暴力の行使を独占しているだけに、危険きわまりないものであった。このため個人の安全は、改めて「人権」として保障しなければならなかった。人びとの生活を危機に陥し入れたのは、政治権力だけではない。経済権力や宗教権力なども、目的の追求次第では人びとの生活を窮地に追い込んだ。権利が政治的分野のみならず、経済や宗教など個人と集団の生活のあらゆる側面にわたって設定されているのは、このためである。

それでも国家権力だけは、正義のもとに人を殺すことができた。というのも、安全は最終的には物理的暴力によってしか保障されなかったからである。とくに戦争は大規模な犠牲者を出した。しかし政治権力といえども、社会生活の真只中で人を殺すことはできなかった。処刑はあらかじめ決められた手続きにしたがって、ごく少数の者に対してだけ行われるものでなければならなかった。そのことは、見せしめのための処刑とて、例外ではなかった。なぜならそもそも権力は人びとの欲求を充足するために形成されたはずのものだったからである。したがって、大規模な処刑はいつも秘密裏に行われた。国家権力がいかに人を殺すことを認められているとはいえ、大量の処刑は権力の正統性を揺るがしかねなかった。

権力が新たな目的を達成するには、秩序の変更が不可避であった。これにともなって、権力はしばしば個人や集団のもつ権利を犯した。権利の侵犯に関する紛争は、日常的に発生した。時にはそれが、深刻な事態を招いた。これに

対する人びとの最後の抵抗が、抗議の自殺である。権力はいかにきびしく欲求充足を規制しても、それはあくまでより確かな欲求充足のためである。支配は保障のために正統化できたのである。それが支配によって、保障の対象を失ったのでは、何のための権力かわからなくなってしまう。抗議の自殺は権力の正統性を疑わせる。どこでも自殺が禁止されているのは、ひとつにはこのためである。

ところで、社会は家族から国家・世界にいたる政治、経済、宗教などの権力によって作り出される人間関係の重層である。人びとが生活を営めるのは、多種多様な人的、物的資源がさまざまな権力の活動を通じて、生活の場に動員されているからである。しかし人びとが日常生活のなかで、そのことを十分に認識することは難しい。支配には敏感に反応を示す人びとも、保障に対しては普段さしたる関心を示さない。極言すると、完璧な保障とは空気のようなものである。人びとは通常、順調に生活を営むことを、あたりまえのことと考えている。

「幸福な家庭はすべてよく似かよったものであるが、不幸な家庭は皆それぞれに不幸である」とは、トルストイの名著『アンナ・カレーニナ』の有名な冒頭の一節であるが、この言葉は、幸福な家庭生活がさまざまな条件のうえに実現するものであるにもかかわらず、普段はそれに気づかないでいることを教えている。このことは、肉体についても同様である。「健康は失うまで気がつかない」ものである。この格言も、人びとの活動が健康を前提として営まれていることを表わしている。人間の生活はおびただしい数の条件によって、支えられている。しかしそれがどういうものか、人はそれに気づかないのが普通である。日常生活は順調に営まれて、当然であった。人はそのうえで、さらなる欲求を充足するためさまざまな活動をしようとしているのである。²³⁾

したがって、権力が問題となるのは、何よりも〈事件〉や〈問題〉を通してである。権力は人びとの生活に十分な保障を与えられなくなった時、改めてそのあり方が問い質されるのである。

人間は権力を作るためには、大きな犠牲を支払った。権力のためには、生命をも犠牲にすることが珍しくない。と

くに物理的暴力装置をもつ国家権力の創出過程は、どこでも血塗られたものであった。それどころか、人びとは政治権力のもつ保障の働きを確かなものとするために、投票権の獲得にすら命をかける。政治権力を投票を通じて問ひ質そうというのである。投票権の獲得は「民主化」の大きな課題であった。しかし投票権も一旦獲得されてしまえば、それは改めて問ひ直されることのない権利となった。投票は権利であっても、その行使にまったく負担がないわけではない。このため雨が降っただけでも棄権する人がけっして珍しくない。投票所に行くことだけでも、わずらわしくなるのである。多くの人たちが選挙に際して、日常生活のほんのわずかな部分を「支配」されることすら嫌がる。権力は生活を保障するものとなっているかぎり、次第に人びとの視野から消えていった。

これまで人間が権力を通して、どのように社会を構成してきたのかを述べてきた。しかし権力が実際にどのような形態をもって組織されるのかは、ひとえにそれぞれの社会が迎ってきた「歴史」や「文化」にかかっている。およそ権力は家族・親族から国家にいたるまで、実に多様な形態をもって組織されており、どれひとつとっても同じものはない。その具体性を抜きにして、現実の権力を語ることはできない。

人びとが直面してきた諸問題——それが権力の形態を決定してきたのである。国家 (state, Staat, état) の歴史を社会学的に分析したバディ (Bertrand Badie) とピルンボウム (Pierre Birbaum) は、近代国家の成立について次のようにいう。フランスの歴史過程において形成された国家は、国家の理念型とみなされる。しかしフランスの国家をそのような理念型に向かわせる素因として何があったのかというと、そのようなものは、何もないと。ヨーロッパ社会が分業時代を迎え、そこで生み出されて行った政治の方法、それが国家だったというのである。²⁴⁾

だが、その国家として state, Staat, état などの間には、大きな溝渠が存在している。人間は多種多様な欲求を充足するために、さまざまな「意味」をもつ権力を生み出してきた。人間生活の多様性は、そこで作り出される権力の多様性となってきた。権力は家族から国家・世界にいたるまで、それぞれが独自の形態を見せている。人間はさまざま

なレベルで、独自の歴史や文化を培っている。権力は「時間的」にも「空間的」にも、実に多様な形態をとっているのである。

五 結 語

ここでは、三、四の論述を一、二での問題とのかかわりで、簡単な結論づけを行うこととする。古来、権力の問題は人間のもっとも大きな関心のひとつであった。このため洋の東西を問わず、これまでさまざまな権力論が展開されてきた。人文・社会科学の研究はどこかで権力の問題とかわって来た。名だたる社会学者は、一度はこの問題に踏み込んでいった。今日、権力論はM・フーコーの斬新な議論にも触発されながら、人文・社会科学の分野に新しい視点を提供するものとして、注目を集めている。

もちろん、権力については、これまでに無数ともいえるほどの研究がなされてきた。だが、そこで措定されている権力の概念は実に多様であった。このためこれまでに、繰り返し権力概念の検討がなされてきた。しかしN・ルーマンのいうように、権力概念をさまざまな意味に振り分けて説明してみたところで、せいぜいこの概念の慎重な使用とということに——そして最終的には、この概念の使用の断念ということに——役立つくらいで、それ以外のことには役立ちそうにない。だが、そういう当のルーマン自身がその課題をどこまで克服したのか、はなはだ疑わしい。

そこで本稿は権力を「ある社会関係の内部で抵抗を排してまで自己の意志貫徹するすべての可能性」だとするM・ウェーバーのごく単純な定義から出発した。そこから本稿はこれまでの研究とは違い、なぜ、そのような「可能性」が成立するのかというところに、権力を分析する〈鍵〉を求めてきた。そして本稿は、人びとが生活を営むなかで生み出すさまざまな欲求充足の「保障」に、抵抗を排する権力を創出する契機を見出して来た。この点で、ある人

の権力とは、何らかの将来の明白な「善」を獲得するための現在の手段だとするホッブズ（26）の概念は、権力の本質を鋭く衝いたものである。

しかし権力者は将来の善を実現するために、人的、物的資源の「支配」を求めた。保障の裏側には、必ず支配があった。その際、保障と支配とは、「関係」であって、それが常に作用したとはかぎらなかつた。ウェーバーは権力を、注意深く可能性に置いている。だが、後の多くの論者はこの点を、無視したり、見落したりしてきた。権力はあくまで保障と支配の関係である。ところが、人びとは生活を営むなかで権力のもつ保障の働きを、支配ほどには意識しない。ウェーバーが壮大な「支配の社会学」を構想するにあたって、支配を被支配者の側から読み解こうとしたのは、ひとつにはこのためである。かれは権力の正統性を、人びとの服従の契機を通してとらえていった。しかしM・ウェーバーの権力論における保障への視角は、「支配の社会学」での晦渋な論述もあって、等閑に付されてきた。⁽²⁶⁾

ところで、人間と権力の関係は複雑であった。権力は保障と支配とを、すべての人たちに同じようにもたらずのではない。多くの保障を得ながらも、わずかな支配しか受けない人もいれば、とるに足らない保障だけで、きびしい支配を受ける人もいる。権力はすべての人びとに、一義的に働くのではないのである。しかも権力のもつ「意味」は、人によって違っている。そこに権力をめぐる人間の闘争がある。

人間は多種多様な欲求の充足を必要とする。人間の安全・衣食住・幸福（精神的満足）などに関する欲求も、実に多様であった。このため権力も、多様な形態をもって組織されたのである。権力は家族から国家・世界にいたるまで、人びとのさまざまな欲求を充足しなければならぬのである。したがって、権力がどのように形成されるのかは、人びとが直面した問題如何であった。B・バディとP・ビルンボウムは、国家（state, Staat, état）が、ヨーロッパのそれぞれの地域の歴史を特徴づけている特殊な危機への対応として、また特定の文化の所産として現われたのだという。⁽²⁷⁾ 権力が人間にとって〈歴史貫通的〉〈通文化的〉な構成物であるにもかかわらず、歴史や文化を無視しては論じられ

ない理由がここにある。

権力の形態は「歴史」や「文化」によって違っているのである。そしてこのことは、権力の正統性を説明しようとする「正義」やこの正義から人びとの生活を守ろうとする「権利」についても、同じであった。M・ウェーバーが壮大な支配の社会学を構築するに際して、膨大な例証をもって議論を進めて行った理由もまた、ここにあった。人間はそれぞれの歴史や文化のなかで、家庭内の出来事から国家間の戦争や気候の変化に及ぶまで、性格を異にするさまざまな問題に直面しながら、自己の欲求充足に最大の「保障」をもたらしながらも、最小の「支配」しか必要としない権力のあり方を模索しているのである。

権力に人的、物的資源を動員することが不可欠であった。その際、T・ホップズの指摘するように、人間の評判、高貴、雄弁、容姿などまでが、大きな役割を果たしたのである。⁽²⁸⁾近年、権力のそうした側面はブルデュー (Pierre Bourdieu) によって、*あらゆる文化資本 (cultural capital)* のもと、*新しい研究の光が投げかけられている*。知識、教養、学歴、技能、書物、絵画などは文化資本として、権力のあり方に無視し得ぬ役割を担っている。⁽²⁹⁾

権力は人間の欲求を「解放」すると同時に「抑圧」するものであった。しかし権力はまず、将来の欲求充足を保障するために形成されるものである。したがって、将来への期待が大きければ大きいほど、そこで形成される権力は強力な支配を必要とした。上昇志向の人がきびしい支配に耐えようとするのはこのためであるし、近代化を急ぐ国ほどいわゆる開発独裁に陥りやすいのもまた、このためである。

人間は充実した生活を営むために、さまざまな保障を可能にする権力を生み出してきた。人間は生命の維持や再生産はいかにいよばず、内面の幸福にいたるまで、さまざまな側面で権力とかかわってきた。権力との関係なくして、人間は生活を営むことができない。この意味でM・フーコーのいうように、権力関係なき社会は抽象にすぎないのである。⁽³⁰⁾だが、権力は人びとの生活を充実させるばかりではない。人びとの権力への期待とは逆に、人びとの意に反し

た保障を掲げて、支配をもたらず権力も多数出現した。もちろん、これらの権力も目的を達成するために、自己の意味^①の宣伝に努めた。しかしながら、人びとの生活を支配できない権力は淘汰されるしかない。企業のような経済権力の場合には、倒産が待っている。このため権力は無理をしても、支配を維持しようとした。

しかし政治権力の支配から逃れるのは、容易なことではない。とくに国家権力の背後には、物理的暴力が控えている。人びとが権力 (power, Macht, pouvoir) を、文字どおり「権力」として意識するのはそうした場合である。日本語では、それに漢字の「権」の重り^{おぼ}とか、標準化するという意味に力の字が付け加わり、その意味がさらに増幅した。国家権力は他のいずれの権力にも増して、そうした可能性を作り出してきた。権力という言葉に負のイメージがつきまとうのは、このためである。

本稿では現実の権力のこうしたイメージとは別に、権力の〈保障〉と〈支配〉という二つの作用を分析軸とすることによって、人文・社会科学の領域で新しい理論展開の可能性を探ってきた。権力論はなお解決すべき幾多の基本的問題を抱えながらも、現在、細分化し拡散しつつある人文・社会科学の研究に、新しい分析の糸口を提供している^②。なるほど権力は時代や文化圏によって、多様な形態をとるにいたっている。だが、最小の支配で最大の保障をもたらず権力を作り出すことは、人間にとって永遠の課題である。その意味で、人間は「権力への意志」(Wille zur Macht)をもっているのである。権力の多様性も、その表象の一齣にはかならなかった。

(1) Thomas Hobbes, *Leviathan, or The Matter, Forme, & Power of a Common-Wealth Ecclesiasticall and Civil*, 1651.

水田洋・田中浩訳『リヴァイアサン』河出書房、昭和四一年、五八頁。

(2) Michel Foucault, *Surveiller et Punir-Naissance de la Prison*, Gallimard, 1975. 田村俣訳『監獄の誕生』新潮社、一九七〇年。Michel Foucault, *Histoire de la sexualité, I, La volonté de Savoir*, 1976. 渡辺守章訳『知への意志』性の歴史Ⅰ、新潮社、一九八六年。

- (3) 霜野寿亮『政治権力研究の理論的課題』慶應通信、一九九一年。宮台真司『権力の予期理論』勁草書房、一九八九年。
- (4) 漢書一賈誼、況莫三大諸侯、権力且十、此者乎。『日本国語大辞典』第七卷、小学館、昭和四九年、三六九頁。
- (5) 白川静『字統』平凡社、一九八四年、二六三頁。
- (6) Talcott Parsons, *Politics and Social Structure*, The Free Press, 1969. 新明正道監訳『政治と社会構造』下巻、誠信書房、昭和四九年、六三頁。
- (7) J. K. Galbraith, *The Anatomy of Power*, Boston, Houghton Mifflin Company, Boston, 1983. 山本七平訳『権力の解剖』日本経済新聞社、昭和五九年、十一頁。
- (8) Floyd Hunter, *Community Power Structure*, Chapel Hill, University of North Carolina Press, 1953. R. A. Dahl, *Who Governs?: Democracy and Power in American City*, Yale University Press, 1968.
- (9) Steven Lukes, *Power and Authority*, in Tom Bottomore and Robert Nisbet (eds.), *A History of Sociological Analysis*, Basic Books, 1978, N. Y. 伊藤公雄訳『権力と権威』アカデミア出版、一九八九年、八頁。
- (10) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5 Aufl. J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) Tübingen, 1972, S. 28. 清水幾太郎訳『社会学の根本概念』岩波書店、昭和四七年、八六頁。
- (11) Niklas Luhmann, *Macht*, Ferdinand Enke, Stuttgart, 1975. 長岡克行訳『権力』勁草書房、一九八六年、一頁。
- (12) Anthony Giddens, *Studies in Social and Political Theory*, Hutchinson, London, 1977. 宮島喬他訳『社会学の現代像』みすず書房、一九八六年、三二二頁。
- (13) Anthony Giddens, *Central Problems in Social Theory*, University of California Press, Berkeley, 1979. 友枝・今田・森訳『社会学の最前線』ホームスト社、一九八九年、九五頁。
- (14) Anthony Giddens, *The Construction of Society: Outline of the Theory of Structuration*, Polity Press, 1984, p. 14.
- (15) この点で、行為哲学は人間の主体的行為を「力」によって分析することに関心を寄せているものの、相互行為における権力関係に関する社会学的議論につながる部分がない、とのギデンズの指摘は、哲学的行為論を社会学的行為論に読み替えて行く際の大きな課題である。Anthony Giddens, *Central Problems in Social Theory*. 前掲訳書、九五頁。
- (16) Talcott Parsons, 前掲訳書、六三頁。
- (17) Peter M. Blau, *Exchange and Power in Social Life*, John Wiley and Sons, 1964. 間場・居安・塩原訳『交換と権力』新曜社、昭和四九年、一〇五頁。

- (18) 行為論を充足の対概念たる〈欠如〉からはじめることについては、中井信彦『歴史学的方法の基準』搞書房、昭和四八年、を参照のこと。
- (19) George Balandier, *Le pouvoir sur scène*, Éditions Andre Balland, 1980. 渡辺公三訳『舞台の上の権力』平凡社、一九八二年。
- (20) Michel Foucault, *Histoire de la sexualité*, I, *La volonté de Savoir*, 1976. 渡辺守章『知への意志』性の歴史Ⅰ、新潮社、一九八六年、二〇一―二二頁。
- (21) この点で、アメリカ社会学で使われる「Family Disorganization」を家族解体と訳するのは不適當である。このことはのもつインパクトの強さが社会学の研究にジャーナリスティックな効果をもたせる意味があったとしても、結果としてそこに進行している事態を見誤らせている。
- (22) Ferdinand Tönnies, *Gemeinschaft und Gesellschaft*. *Grundbegriffe der reinen Soziologie*, 1887. 杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』岩波書店、昭和三二年。
- (23) このことは、正義についても同じである。正義もあってあたりまえのものとなる。アリストテレスが正義を論じるのに、正義でないもの、つまり「不正」からはじめた理由もまたここにあった。Aristotelis, *Ethica Nicomachea*, *Recognovit brevique adnotatione critica instruxit* I, Oxford, 1894. 加藤信朗訳『アリストテレス全集』十三卷『ニコモコス倫理学』岩波書店、一一二九 a、一九八九年。井上達夫『共生の作法―会話としての正義』創文社、一九八六年、一八〇頁。
- (24) Bertrand Badie et Pierre Birnbaum, *Sociologie de l'État*, Grasset 1979. 小山勉訳『国家の歴史社会学』日本経済評論社、一九九〇年、一七三頁。
- (25) Niklas Luhmann, *a. a. O.*, 前掲訳書、二頁。
- (26) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Aufl. J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) Tübingen, 1972, S. 122. 世良晃志郎訳『支配の諸類型』創文社、昭和四五年、三頁。
- (27) Bertrand Badie et Pierre Birnbaum. 前掲訳書、二二〇頁。
- (28) Thomas Hobbes. 前掲訳書、六〇頁。
- (29) Pierre Bourdieu, *La Distinction: Critique Sociale du Jugement*, Éditions de Minuit, 1979. 石井洋二郎訳『ディスタンスイオン』I・II、藤原書店、一九九〇年。
- (30) Michel Foucault, *The Subject and Power*, in H. L. Dreyfus and P. Rainbow (eds.) *Michel Foucault: Beyond Structure-*

- alism and Hermeneutics, The University of Chicago, 1982. 渥海和久訳「主体と権力」『思想』、一九八四年、二四七頁。*
- (31) こうした観点で書いたものとして、藤田弘夫『都市と権力―飢餓と飽食の歴史社会学』創文社、一九九一年。